

[事案 27-66] 失効取消請求

・平成 27 年 8 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人が失効しない方法を契約者に提示しなかったことを理由に、失効の取消を求め、また、失効の取消を前提とする保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 9 月に契約した定期保険および医療保険について平成 26 年 10 月に失効したが、失効前に募集人の適切な失効回避案内がなかったため、失効の取消およびそれを前提とする失効後に診断された「末期の胃がん」を理由とする保険金の支払いを求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人の主張に特段不合理な点は見られず、募集人の誤説明などの特段の事情は認められない。
- (2) 失効前の猶予期間中に未納案内の通知書を契約者宛送付し、失効回避に向けた注意喚起を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、保険料不払いに至る経緯の確認と募集人に不適切な対応があったかどうかなど失効時の状況を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は猶予期間の仕組みを理解しており、保険契約を失効しない方法は保険会社から明確に提示されており、募集人に不適切な点は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。